

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第 7 号)

平成 1 9 年 6 月 1 5 日

答 申 第 7 号

平成19年6月15日

尼崎市長
白 井 文 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会
会 長 村 上 武 則

公文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成18年12月21日付け尼再第5059号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成18年9月21日付け尼再第5030号の11による公文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問

以 上

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が平成18年9月21日付け尼再第5030号の11で行った不開示決定処分（以下「本件不開示決定処分」という。）については妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成18年8月7日付けで尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により行った「（株）及び（株）の管理床の管理費不払状況（件数・金額、平成13～17年度）」の公文書開示請求に対し、実施機関が、条例第2条第2号に規定する「公文書」として保有している「管理費用等収支計算書『貸借対照表』（番館・番館）」、「管理組合管理費等決算報告書『財産目録』」
「管理組合施設部会総会議案書『貸借対照表』（番館・番館）」を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成18年9月21日に行った本件不開示決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している要旨は、次のとおりである。

異議申立人は再開発管理会社の 営業報告書、 駐車場の一時利用台数、 管理費の滞納状況について、公文書公開請求を行った。その理由は再開発の現状、 とくに商業者の営業が如何なる困難に直面しているかを明らかにしようとするものである。 と は公開されたが、 は非公開とされた。その理由は「組合員以外の者に開示することは、当該管理物件の資産価値に影響を及ぼす可能性が高い」となっている。

しかし公開請求は個々の物件の「滞納」を問題としたものではなく、件数とその全体額を求めたものである。既に残念なことであるが、需要をはるかに超える商業床の供給により、再開発ビルでの空床の増加は全市・全県・全国的にみられる現象となっている。

既に空床を抱えるビル床の資産評価が低落していることは、この現場を一目見たものにとっては常識の範囲内である。

請求の開示によって資産価値に影響がでるとの理由は成り立たないと思われる。開示によって、再開発の現状をひろく住民に周知し、そのあり方を世論に問うことが肝要である。再開発事業の失敗により、事業完成後、さらに公費投入を余儀なくされている事例は数多い、一日でも早く原因、真相を究明し、対策を樹立すべきと考える。

3 異議申立人の実施機関の不開示理由に対する意見

異議申立人は実施機関の不開示理由説明書に対し、上記主張に加えて意見を陳述しており、その要旨は次のとおりである。

「公文書不開示理由」によると、実施機関は、本件公文書は第三者に関する情報であることが

ら、意見照会を行ったところ、当該第三者の回答は「一民間団体である管理組合の財務状況をその構成員である管理組合の組合員、以外の者に開示することは、当該組合員の利害に影響を及ぼすおそれがあるため」であったとしているが、(株)と(株)は一民間団体でなく、尼崎市を最大の株主とする第三セクターであり、その経営のあり方は市財政に影響を及ぼす可能性が高く、市民の利害にも波及する例は近隣市にも見受けられる。従って本件公文書の情報の公共性は高いと考えられる。

また、課題がある再開発について住民主体で総括したいという思いで、資料が必要になり、情報公開制度を使っていろいろ情報を取得しているが、本件公文書は、再開発を総括する上で必要な情報のひとつである。他にも尼崎市が設立した「再開発施設管理体制等検討会議」(市民代表、議会代表は不参加)で出された中間報告の開示請求を行ったところ、不開示とされ、現在異議申立中である。これからも再開発が進む中で、住民に対して納得いくような説明、情報提供が必要だと考える。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の「不開示理由説明書」要旨及び意見聴取時の主張要旨は、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、本市が一区分所有者又は一構成員として取得した「(株) 管理費用等収支計算書『貸借対照表』」、「(株) 管理組合管理費等決算報告書『財産目録』」及び「(株) 管理組合施設部会総会議案書『貸借対照表』」であり、当該公文書は本市と本市の外郭団体((株)及び(株))だけの情報ではなく、第三者の財産に関する情報でもある。

2 条例第7条第2号

条例第7条第2号では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については不開示情報であると規定している。

3 公文書開示に係る第三者意見

本件公文書は、第三者の情報でもあることから、条例第15条に基づき、第三者に意見照会を行ったところ「開示されると支障を生じる。理由は、一民間団体である管理組合の財務状況をその構成員である管理組合の組合員、以外の者に開示することは、当該管理組合の利益に影響を及ぼすおそれがある。」という回答であった。なお、意見照会を行った第三者は、(株)、(株)、(株) 管理組合、(株) 管理組合施設部会、(株) 管理組合施設部会である。

4 不開示理由

本件公文書を開示することは、意見照会においても「管理組合の利益に影響を及ぼすおそれがあること」との回答が出されており、また本件公文書の内容は管理組合全体の管理費不払状況(件

数と金額)のみであるが、管理組合の構成員は管理組合員すなわち各区分所有者であることからその範囲を特定することができる。よって、管理物件の資産価値に影響を及ぼすことは、管理物件を区分所有している管理組合員に影響を及ぼすことに等しい。これにより条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当し、不開示とするものである。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

この条例の目的は第1条において「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」とし、条例第7条で「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と公文書の原則開示を規定している。

一方、同条本文及び同条各号においては不開示情報を規定し、公文書開示請求権の保障に対する個人や法人の権利利益の保護、行政の公正かつ円滑な運営を行うこととの調和を図っている。

そこで、本件不開示決定処分について、原則開示とする公文書開示請求権と個人や法人の権利利益を比較し条例の目的と照らしながら、本件公文書が『不開示情報』に該当するかどうかについて判断していくものとする。

2 条例第7条第2号該当性の判断

条例第7条第2号においては、「個人に関する情報・・・特定の個人を識別することができるもの・・・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については不開示情報と規定されている。

異議申立人は、既に空床を抱えるビル床の資産評価が低落していることは、現場を一目見たものにとっては常識の範囲内とし、管理組合全体の管理費不払状況が公表されたところで、その資産価値に影響を及ぼすものではないとしている。また、(株)と(株)は一民間団体ではなく尼崎市を最大の株主とする第三セクターであり、その経営のあり方は市財政に影響を及ぼす可能性が高く、本件公文書の公共性は高いものとしている。

確かに商店等のシャッターが降りている状況を見れば、空床を多く抱えているビルとしてその資産価値が低落していることは推測できるが、管理費不払状況の全体の件数と金額を数字で示すことになれば、さらにその低落状況が明確になり、ある意味においては数字により低落を裏付けられることにもなりかねない。すなわち、本件公文書を開示することは、当該ビルの資産価値の下落を一層確かなものにするおそれがあると考えられる。また、ビルの区分所有者が尼崎市と尼崎市の外郭団体(以下「外郭団体等」という。)だけであれば、本件公文書は異議申立人がいう公共性の高い情報になるが、実施機関が提出した資料によると、全てのビルにおいて面積率が46%を超える床の区分所有者が外郭団体等以外のものとなっていることから、個

人に関わる情報と考えられる。このことは、実施機関が行ってきた再開発ビルに関する議会への説明や提出した資料の中においても、当該情報を個人に関わる情報として含めていなかったことから伺える。

これらのことを考え合わせていけば、本件公文書は、個人に関する情報に該当するとともに、件数と金額を明記した管理費不払情報を開示すれば、当該ビルの資産価値の低下を数字で裏付けることになり、結果的に一般居住者等個々の区分所有者が物件を売却するときなどに不利益を被るおそれがあるといえる。したがって、本件公文書は第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断できる。

3 条例第7条第3号該当性の判断

条例第7条第3号においては、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示情報と規定されている。

実施機関は第3号に関して言及していないが、実施機関の提出資料を見れば、先に述べた外郭団体等以外の区分所有者には店舗所有者も含まれており、店舗を所有する法人等が店舗を売却するときあるいは賃貸しするとき等において、一般居住者と同様不利益を被るおそれがあると考えられ、当該情報は第3号にも該当するものと考えられる。

4 「市民による市政への参画を進めるのに資する」という条例の目的について

異議申立人によれば、これまでの再開発事業について住民主体で総括し、今後は住民の意見や要望を取り入れて再開発事業を進めてもらいたいという思いから、本件公文書の開示請求を行ったものとのことである。これは、まさしく「市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資する」というこの条例の目的に合致するものである。

本件不開示決定処分に限っていえば、前述のとおり、条例第7条第2号及び第3号に該当することから不開示やむなしと言わざるをえないが、実施機関における情報公開制度の運用にあつては、条例の目的を再認識し、積極的公開、開示に向けた工夫が望まれるところである。さらには、実施機関にとどまらず外郭団体、とくに再開発事業に関わる外郭団体に対する実施機関による「積極的な情報公開」の強い指導を期待することを付記しておく。

5 結論

上記の理由により、「第1 本審査委員会の結論」のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成18年10月17日	・ 諮問書を受理
平成18年12月21日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成19年 4月23日	・ 審議
平成19年 5月14日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成19年 6月 4日	・ 審議
平成19年 6月15日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
米丸 恒治	神戸大学大学院教授 (法学研究科)	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
坂本 勝	龍谷大学法学部教授 (政治学科)	